

平成29年 情報処理実態調査

## 調査票の記入要領

※調査票の記入時には必ず本冊子をご覧ください。

※本調査は電子メールによる提出も可能です。（詳細は2ページ参照）

経 済 産 業 省

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、企業等（公共機関、事業者団体を含む。以下「企業」という）におけるIT（情報通信技術）活用の実態のほか、IT関係支出の状況、情報セキュリティに関する対策や被害の実態を的確に把握し、情報処理、情報産業振興施策の拡充のための基礎資料を得ることを目的とします。

## 2. 調査対象の範囲

この調査は、資本金又は出資金3,000万円以上かつ総従業者50人以上の企業及び事業者団体等を対象としております。

## 3. 秘密の保護

この調査は統計法第19条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を得て経済産業省が実施するものであり、調査票に記載された内容は集計したうえで、発表いたします。

なお、この調査により報告された記入内容は、統計法第41条により秘密が保護されます。

## 4. 調査期日および調査票の提出期日

調査時点は、平成29年3月31日ですが、調査項目によっては調査期日が異なっていますので、調査項目の指示によってください。

また、提出期日は、平成29年11月30日までとなっています。

## 5. 結果の公表

この調査の集計結果は、経済産業省ホームページ（URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/index.html>）において、公表されます。

## 6. 調査票の構成

この調査票の構成は次のとおりとなっています。

1	企業又は事業者団体の概要
2	IT活用の状況
2-1	IT戦略の状況
2-2	クラウド・コンピューティングの利用状況
2-3	IT投資の状況
2-4	IT要員の状況
3	IT関係支出の状況
3-1	IT関係支出の現状
4	情報セキュリティの状況
4-1	情報セキュリティの位置づけと実施体制
4-2	情報セキュリティ対策の状況
4-3	情報セキュリティインシデントと被害の状況

## 7. 調査票への回答記入

回答は同封した調査票に記入するか、調査票ファイルを下記のURLよりダウンロードし、直接入力してください。なお、直接入力に際しては、同じURLに掲載されている「入力方法の手引き」をご覧ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/result-2/h29jyojitsu.html>

## 8. 本統計に関する問い合わせ

この調査についての問い合わせは、下記に連絡してください。

株式会社アストジェイ

担当者：小淵・安岡 電話03-6262-9538

## 9. 提出先

記入又は入力した調査票は以下の郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法にて、期日までに下記あてに送付又は送信して下さい。

- (1) 郵送による提出：同封した返信用封筒に入れて調査票を送付してください。切手の貼付は不要です。なお、調査票ファイルをURLよりダウンロードして入力した場合であって、郵送を希望される場合は、お手数をおかけいたしますが、入力後の調査票を両面印刷の上、同封した返信用封筒に封入して送付してください。

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4ユニゾ神田鍛冶町3丁目ビル

**株式会社アストジェイ内「経済産業省 情報処理実態調査事務局」**

- (2) ファクスによる提出：次の番号へ送信してください。送信票（カバーレターなど）は不要です。で、調査票のみ送付してください。

FAX：03-6262-9712

- (3) 電子メールによる提出：次のメールアドレスへ送信してください。なお、送信に際しては、電子ファイルにパスワードを付して送信してください。お手数をおかけいたしますが、パスワードは、電子ファイルとは別途のメールにて送信してください。

E-mail：joho@astweb.co.jp

## 10. IT（情報通信技術）関連分野の統計の整備に是非ご協力ください

現在、我が国にはIT（情報通信技術）関連分野の投資等の経済効果を測定、分析するために必要な統計資料が不足しています。このため、経済政策の企画、立案の基礎となる実証分析を正確に行いにくい状況にあります。情報処理実態調査を通じて皆様からデータを収集させていただくことにより、企業又は事業団体のITの活用状況と関係支出、情報セキュリティ等について実態を把握し、分析を行うための貴重な基礎データを整備することができます。

統計は、企業又は事業団体の皆様から回答をいただいたデータによって成立し、政府が政策立案の基礎資料として利用するとともに、皆様も現状把握と政策評価のために利用することができます。ご多忙中まことに恐縮ですが、以上の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

# 記入の手引

この記入の手引きは、調査対象の皆様にご調査票を正しく記入していただくために作成したものです。

## A 一般事項について

- (1) 本調査は単体ベースの調査で、連結ベースの調査ではありません。ただし、単体ベースの数値を回答できない場合は、連結ベースの数値を回答していただいで結構です。同様に貴社全体の数値を回答できない場合は、主要な事業所、事業部の数値を回答していただいで結構です。
- (2) 貴社が運用する情報システムの設備等が親会社等の資産で、親会社等が経費負担している場合は、当該経費は親会社等で計上していただき、貴社では当該経費を除いて回答してください。
- (3) 貴社の子会社等で運用する情報システムの設備等が貴社の資産で、貴社が経費負担している場合は、当該経費も貴社で計上して回答してください。
- (4) 貴社が情報サービス業である場合、顧客向け販売用情報システムではなく、貴社用の情報システムの状況を回答してください。
- (5) 万が一支社・営業所等に届いた場合には、お手数ですが、担当部署に転送の上、記入してください。

## B 個別事項について

### 1 企業又は事業団体の概要

- \* 1 「都道府県コード」、「業種コード」については、下記の①「都道府県コード」、②「業種コード」表を参照の上、記入してください。
- \* 2 「法人番号」については、数字のみで構成される13桁の番号を記入ください。法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）」でも確認することができます。
- \* 3 平成27年度の途中で企業の独立等組織が変わったときは、その時点から3月までの事業収入（例えば平成28年1月に独立した企業の場合は、年間事業収入は平成28年1月～3月までの事業収入）を記入するとともに、年間事業収入の記入欄の下側にその旨を記入してください。
- \* 4 「その他の法人」は、財団、社団、医療法人及び協同組合をさし、大学の附属病院を含みます。
- \* 5 「法人でない団体」は、法人格のない組合、任意の団体等をいいます。
- \* 6 「学校法人」は、大学、短大、高専、専修学校及び各種学校をさします。ただし大学の附属病院は除きます。
- \* 7 「年間事業収入」とは、1年間の総売上高（営業外収入は含めない。）をさし、利益ではありません。学校法人は当該年度における帰属収入、組合団体等営業活動を行わないものは収入高、金融業は経常収益高、保険業は収入保険料、又は正味保険料、証券業は営業収入高をそれぞれ記入してください。
- \* 8 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と、平成27年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている他社からの出向者も含まれます。）なお、人材派遣業者からの派遣従業者は、派遣企業の従業者となりますので、ここには含まれません。

### ① 都道府県コード表

北海道	01	関東	埼玉県	11	中部	岐阜県	21	中国	鳥取県	31	九州	福岡県	40	
東	青森県		02	千葉県		12	静岡県		22	島根県		32	佐賀県	41
	岩手県		03	東京都		13	愛知県		23	岡山県		33	長崎県	42
	宮城県		04	神奈川県		14	三重県		24	広島県		34	熊本県	43
北	秋田県	05	甲信越・北陸	新潟県	15	近畿	滋賀県	25	山口県	35	大分県	44		
	山形県	06		富山県	16		京都府	26	徳島県	36	宮崎県	45		
	福島県	07		石川県	17		大阪府	27	香川県	37	鹿児島県	46		
関東	茨城県	08		福井県	18		兵庫県	28	四国	愛媛県	38	沖縄	縄 縄 県	47
	栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39						
	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30								

② 業種コード表

コード	業種名	対象業種の範囲、注記等
01	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
02	繊維工業	衣服等二次繊維加工品の製造業はここに含まれます
03	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます
04	化学工業	プラスチック（粉末、粒状、液体の製造品）、合成ゴム、化学繊維、医薬品、洗剤、化粧品等の製造業はここに含まれます
05	石油・石炭・プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造は押出、射出等の成形、成形のための配合・混合、製品の切断・接合等の加工、再生プラスチックの製造等が該当します
06	窯業・土石製品製造業	
07	鉄鋼業	
08	非鉄金属・金属製品製造業	
09	電気機械器具製造業	発電機、電球等（次の「10情報通信機械器具製造業」に該当するものは除きます）
10	情報通信機械器具製造業	通信機器・同関連機器（ラジオ、テレビを含む）、電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイスの製造業が該当します
11	輸送用機械器具製造業	自動車、航空機等製造業及びその部品、エンジンの製造業
12	その他機械器具製造業	ボイラー、建設機械、産業用ロボット、計量器、眼鏡、時計、レンズ等製造業
13	その他の製造業	上記01~12以外の業種で、木材・木製品、家具・装備品、印刷・同関連産業、ゴム製品、皮・同製品、武器、貴金属・装身具、楽器、玩具・運動用具、漆器等の製造業が該当します
14	農林漁業・同協同組合、鉱業	農林漁業関連の協同組合のうち、単一の事業を行う信用組合、共済組合は「23金融業・保険業」に分類します
15	建設業	
16	電気・ガス・熱供給・水道業	
17	映像・音声情報制作・放送・通信業	新聞、出版業は「18新聞・出版業」に分類します
18	新聞・出版業	印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます
19	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場・世論調査業等を含みます
20	運輸業・郵便業	倉庫業、旅行業、こん包業、運輸施設提供業等を含みます
21	卸売業	商社、代理商、仲立業を含みます
22	小売業	
23	金融業・保険業	証券業、証券先物取引業、共済事業等を含みます
24	医療業（国・公立を除く）	私立大学の付属病院を含みます。保健衛生・福祉事業は「26その他の非製造業」に分類します。
25	教育（国・公立を除く）、学習支援業	学校、社会教育施設、職業・教育支援施設等で民営のものが該当します
26	その他の非製造業	不動産業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業、他に分類されないサービス業が該当します

注）業種分類は、企業全体で最も年間売上高の多い品目群（事業部門）の業種を選択して記入してください。

## 2 IT活用に関する組織・人材の状況

### 2-1 IT担当役員の状況

(1)

(注) 及び \* 該当なし)

(2)

\* 1 「CIO」とは、Chief Information Officer (情報システム統括役員) の略称です。企業におけるITの導入から利活用に関するすべての最終責任を負い、企業において自社の経営理念に合わせて情報化戦略を立案・実行する責任者をさします。

(3)

(注) 及び \* 該当なし)

(4)

\* 2 「IoT」とは、Internet of Things (モノのインターネット) の略称で、ヒトやサービスのほか、あらゆるモノがインターネットを介して繋がることをさします。企業等がIoTを活用することで、業務プロセス改善などの業務効率化や新しい製品・サービスの創出につながることを期待されています。

\* 3 「ビッグデータ」とは、量や発生頻度、複雑性、多様性において高い水準を有するデータのことをさします。ビッグデータは、企業等の競争力強化につながる新たな「経営資源」として、その活用が期待されています。

\* 4 「AI」とは、Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、人間による判断や認識の一部あるいは全部をコンピュータによって支援・実現するための情報処理に関する技術のことをさします。

### 2-2 IT人材の配置状況

(1)

(注1) 「IT要員」は、自社のIT戦略立案から自社の情報システムに関する企画・開発・運用・管理等に携わる要員を対象とします。例えば、自社の情報システム部門のシステム企画・管理者数、SE・プログラマ数、ネットワーク管理者数、パンチャ・オペレータ等のほか、その他の利用部門のコンピュータ管理者数を含みます。また、顧客(社外)向けに情報システムの企画・開発・運用・管理等のITサービスを提供する要員は含みません。

「情報セキュリティに関する業務を専任で担当している要員」は、セキュリティリスクの状況把握、脅威・脆弱性対策に加え、従業員向けのセキュリティ教育やBCP (Business Continuity Plan; 事業継続計画) 関係の対策、災害復旧対策などを専任で担当する要員を対象とします。

\* 1 「外部の要員数」には、子会社や関連会社からの出向者や派遣契約者のほか、貴社に常駐して業務にあたった外部からの要員も合わせて回答してください。なお委託先の要員数は、貴社内で作業されている方のみ記入してください。

(2)、(3)

(注) 及び \* 該当なし)

### 2-3 IT投資の主導組織の状況

(1)

\* 1 「新規事業の立ち上げ(新サービス・新製品の開発・販売等)」は、これまでに手がけていなかった事業分野に新たに参入することのほか、既存事業において、従来にはなかった新サービス・新製品を企画・開発・販売することをさします。

- \* 2 「**業務プロセスやビジネスモデルの刷新**」は、既存の業務内容や業務の実施方法（業務プロセス）等を全面的に見直すことのほか、顧客との新チャネルの構築や製品・サービスの付加価値の大幅な向上、収益構造の転換などをさします。
- \* 3 「**既存のサービス・製品の売上・販売の拡大**」は、既存のサービス・製品の売上額や販売量の拡大を図ることをさします。
- \* 4 「**顧客満足度の向上や新規顧客の開拓**」は、既存のサービス・製品に関する顧客満足度の向上を図ったり、既存のサービス・製品について新規顧客を獲得したりすることをさします。
- \* 5 「**従業員の満足度向上や職場の活性化**」は、所属組織に対する社員や従業員の満足度の向上や、組織内の雰囲気活性化等をさします。
- \* 6 「**既存の業務の効率化やコスト削減の推進**」は、既存業務に関して、在庫の圧縮やリードタイムの短縮、作業効率の向上等による効率化やコスト削減を推進することをさします。
- \* 7 「**既存業務の管理（会計・人事・生産等）**」は、会計・人事・生産等の既存の業務を適切に管理するために情報システムを導入・活用することをさします。
- \* 8 「**リスク対応やセキュリティ対策の強化**」は、情報システムの活用により業務上のリスクを軽減することや、情報セキュリティ面でのリスクを軽減するために社内のルール・制度、人材、技術等の対策を行うことをさします。
- \* 9 「**法令などへの対応**」は、例えばマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づいてマイナンバーの申請・収集・保管等を行う情報システムを導入することや、消費税率の改正に伴って既存の情報システムを更新することなど、法令や制度への対応のために情報システムを導入・更新することをさします。

### 3 IT関係支出の状況

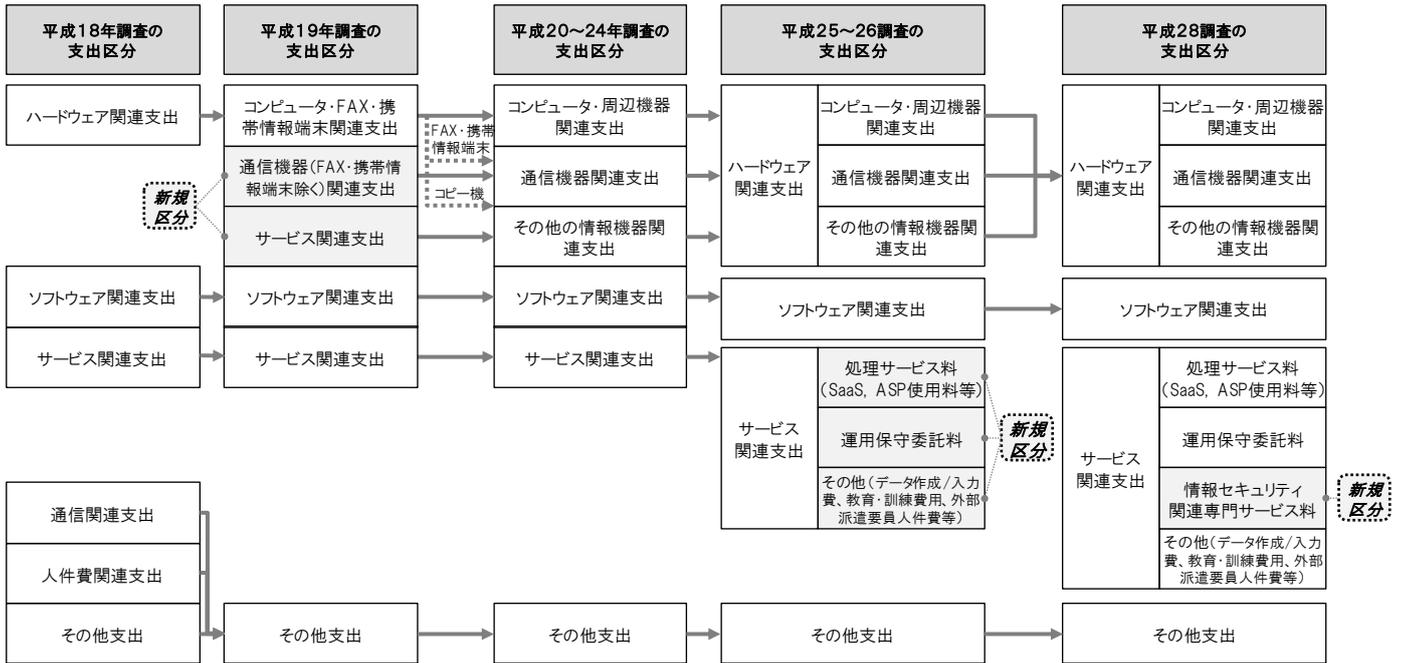
#### 3-1 IT関係支出の現状

##### (1)

(注2) 平成28年調査以降、支出区分を次のとおり見直しております。平成18年調査の**10-1 情報処理関係支出の現状** (p.14)、平成19年調査の**4-1 情報処理関係支出の現状** (p.9) 平成20年～24年調査の**4-1 情報処理関係支出の現状** (平成20～24年の間で順番に、p.11, p.13, p.12, p.12, p.12)、平成25年～26年調査の**4-1 情報処理関係支出の現状** (平成25～26年の間で順番に、p.11, p.7) に回答された方は、こちらを参照してください。

IT関係支出額として貴社の情報処理に伴うキャッシュフローの金額を回答してください。この支出額の内訳を把握していない場合は、投資額や費用額の内訳などから推計された値を回答しても結構です。

## IT関係費の支出区分の変更



\* 1 「IT関係支出総額」は、ハードウェア関連支出、ソフトウェア関連支出、サービス関連支出、その他支出総額の合計額を記入してください。

\* 2 「コンピュータ・周辺機器関連支出」は、コンピュータ・周辺機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象となります。なお、「通信機器関連支出」や「その他の情報機器関連支出」とまとめて支出額が計上されている場合は、「コンピュータ・周辺機器関連支出」として回答してください。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算機本体<br/>(汎用コンピュータ、パソコン、サーバなど)</li> <li>・外部記憶装置<br/>(FDドライブ、DVD-Rドライブ、DVD-RWドライブなど)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷装置<br/>(プリンター、プロッタなど)</li> <li>・表示装置<br/>(ディスプレイなど)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他電子計算機付属装置<br/>(スキャナー、OCR、ハブ、ルータ、端末装置など)</li> </ul> |
|---|--|---|

「コンピュータ・周辺機器関連支出」は、平成18年調査まで「ハードウェア関連支出」、平成19年調査で「コンピュータ・FAX・携帯情報端末関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じですが、FAX、コピー機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末、PBXなどの交換機などの関連支出は対象外となります。

\* 3 「買取額 (資産増加額として計上される支出額)」について、機器別に管理していない場合は、それぞれ「その他コンピュータ関連支出」や「その他通信機器関連支出」、「その他情報機器関連支出」、「その他ソフトウェア関連支出」にまとめて回答していただいで結構です。

\* 4 「その他コンピュータ関連支出」や「その他通信機器関連支出」、「その他情報機器関連支出」は、それぞれ有形固定資産増加額として計上されないコンピュータ・周辺機器関連支出、通信機器関連支出、その他の情報機器関連支出をいい、例えば各機器のレンタル/リース料、各機器の導入に伴うその他の諸掛かりなどがあげられます。

\* 5 「通信機器関連支出」は、通信機器や映像音響機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象

になります。なお、「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「その他の情報機器関連支出」とまとめて支出額が計上されている場合は、「コンピュータ・周辺機器関連支出」として回答してください。

- ・有線電気通信機器（固定電話機、FAX、交換機など）
- ・ラジオ・テレビ受信機
- ・デジタルカメラ
- ・無線電機通信機器（携帯電話機、携帯情報端末など）
- ・ビデオ機器
- ・電気音響機器（ICレコーダ、マイクなど）

「通信機器関連支出」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「通信機器（FAX・携帯情報端末を除く）関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、FAXやPBXなどの交換機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末などが新たに加わります。

- \* 6 「その他の情報機器関連支出」は、コンピュータ・周辺機器や通信機器、映像音響機器以外の情報機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象になります。

なお、複合コピー機のように、「コンピュータ・周辺機器関連支出」（例、プリンターとの併用）や「通信機器関連支出」（例、FAX との併用）とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「コンピュータ・周辺機器関連支出」、「通信機器関連支出」として回答してください。また、「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「通信機器関連支出」とまとめて支出額が計上されている場合は、「コンピュータ・周辺機器関連支出」として回答してください。

- ・コピー機（複合機を除く）
- ・電気計測器
- ・理化学機械器具
- ・その他の事務用機械
- ・カメラ（デジタルカメラを除く）
- ・分析機、試験機、計量器、測定器
- ・電子応用装置
- ・その他の光学機械
- ・医療用機械器具

「その他の情報機器関連支出」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「その他情報機器関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、日本標準産業分類の改定に伴い、ビデオ機器、デジタルカメラなどは対象外となります。

- \* 7 「ソフトウェア関連支出」には、パッケージソフトや委託開発ソフト関連の支出のほか、自社開発ソフト関連の支出を含めて回答してください。

なお、パッケージソフトをプリインストールしたパソコンのレンタル料のように、「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「通信機器関連支出」、「その他の情報機器関連支出」とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「通信機器関連支出」、「その他の情報機器関連支出」として回答してください

- \* 8 「その他ソフトウェア関連支出」は、無形固定資産増加額として計上されないソフトウェア関連支出をいい、例としては以下の支出項目があげられます。

- ・無形固定資産増加額として計上されないソフトウェアの買取額
- ・情報システムの企画・設計コンサルト料
- ・ソフトウェアのレンタル／リース料
- ・システムの機能変更・拡張等の改善費用

- \* 9 「情報セキュリティ関連専門サービス料」は、情報セキュリティインシデントの事前準備・や事後対応、インシデント対応に関する支出をいい、例としては以下の支出項目があげられます。

- ・情報セキュリティ戦略・方針・手続等に関する策定支援
- ・情報セキュリティに関する技術支援
- ・情報セキュリティに関する評価・脆弱性診断
- ・情報セキュリティ監査
- ・情報セキュリティに関する教育・研修
- ・情報セキュリティに関する監視・モニタリング
- ・情報セキュリティインシデント・事故対応

\*10 「その他支出」は、以下の通信関連支出や人件費関連支出、その他の支出をいい、具体的には以下の支出項目があげられます。

なお、システム開発に伴う人件費や光熱費のように、「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「通信機器関連支出」、「その他の情報機器関連支出」、「ソフトウェア関連支出」とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「コンピュータ・周辺機器関連支出」や「通信機器関連支出」、「その他の情報機器関連支出」、「ソフトウェア関連支出」として回答してください。

(通信関連支出)

・コンピュータに接続されている通信回線の年間使用料

(人件費関連支出)

・情報システム部門等の社内要員人件費

(その他支出)

・コンピュータ室の借室料又は償却費、電力料

・共益費又は補修費

・消耗品費

・輸送費

・データセンターの利用料

(2)

(注3) 「当期減価償却費」は、資産導入に伴う「情報処理関係支出総額」の大幅な変動を平準化した情報処理関係諸経費を計算し、その時系列的な傾向を把握するために、お伺いしております。

なお、機器別の当期減価償却費を把握していない場合は、「コンピュータ・周辺機器当期減価償却費」として回答してください。また、ソフトウェアの当期減価償却費について、有形固定資産や無形固定資産の増減を掲載した、財務諸表の付属表「有形固定資産明細表」の「ソフトウェアの当期償却額」を転記しても結構です。

(3)

(注4) 「IT要員の人材育成(教育・研修)に関する支出額」は、社内で雇用するIT要員の人材育成のための教育・研修費用等として実際に社外に支払った金額をさします。教育・研修に関わる社内の人件費等は含まれません。

### 3-2 クラウド・コンピューティングの利用状況

(1)

(注) 及び \* 該当なし)

### 3-3 情報セキュリティ対策関連費用の状況

(1)

(注5) 「情報セキュリティ対策費用」は、従業員向けのセキュリティ教育やBCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画) 関係の対策費用、災害復旧対策費用なども含まれます。またこの中には、セキュリティ関連の機器やソフトの購入、サービスの発注等外部への支払いのほか、社内要員が調査・検討・対策実施にあたった際の人件費など内部費用も含まれます。

なお、これら内部費用について詳細の実績がわからない場合は、おおよその投入人月に平均人件費単価をかけるなどの簡便法を用いて計算されても結構です。

## 4 クラウド・コンピューティングの利用状況

(1)

\*1 「パブリック・クラウド」とは、データセンター事業者などが不特定多数の企業や個人に提供するクラウド・コンピューティング環境です。利用する企業や個人は、専用のハードウェアなどを所有することなくインターネット経由でコンピューティングリソースを利用できます。

\*2 「プライベート・クラウド」とは、企業などが特定の利用者に向けて提供するために構築した専用のクラウド・コンピューティング環境です。専用環境であるため強固なセキュリティのもと柔軟なシステム設計をおこなうことができます。

- \* 3 「**SaaS**」とは、Software as a Serviceの略称で、「ライセンス契約」という形でパッケージソフトを販売する従来の形式とは異なり、インターネットなどのネットワークを介して、顧客に必要なアプリケーションソフトの機能をサービスとして提供し、月額使用料で収入を得る販売形態です。ASP（Application Service Provider）も同様のサービスですが、特に1つのシステムプラットフォームで複数の顧客のアプリケーションが動作する形式のものが、SaaSといわれています。
- \* 4 「**PaaS**」とは、Platform as a Serviceの略称で、SaaS 的に使用されるアプリケーションソフトウェアの作成、カスタマイゼーション、保守自体をネットワーク経由で行うことを可能にしたシステム形態をさします。
- \* 5 「**IaaS**」とは、Infrastructure as a Serviceの略称で、仮想マシン（「仮想化技術」により物理的なコンピュータを分割し、独立したOSにより動作する論理的なコンピュータをさします）を直接的に操作可能にしたシステム形態をさします。

(2)

- \* 1 「**TCO**」とは、Total Cost of Ownership（総所有コスト）の略称で、情報システムの導入、運用、保守などにかかる総経費をいいます。
- \* 2 「**API**」とは、Application Programming Interfaceの略称で、アプリケーションプログラムを容易に開発するために用意された関数やコマンドなどをいいます。

## 5 情報セキュリティに関する状況

(注5) 「情報セキュリティ」とは情報の機密性、完全性、可用性を維持することをいいます（「JIS Q 27002:2006」による）。

### 5-1 情報セキュリティ対策の実施状況

(1)

- \* 1 「**CISO**」とは、Chief Information Security Officer（最高情報セキュリティ責任者）の略称で、企業において自社の経営理念に合わせて情報セキュリティ戦略を立案、実行する責任者をさします。
- \* 2 「**CSIRT**」とは、Computer Security Incident Response Teamの略称で、情報セキュリティインシデントに対応するために企業や組織内に設置される専門チームのことをいいます。
- \* 3 「**サイバーセキュリティ経営ガイドライン**」とは、経営者のリーダーシップの下で、サイバーセキュリティ対策を推進するための経営的・技術的な指針として、経済産業省が策定・公表しているものです。ガイドラインは、以下に掲載されています。

<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151228002/20151228002-2.pdf>

(2)、(3)

(注) 及び \* 該当なし)

### 5-2 情報セキュリティインシデントと被害状況

(1)

- \* 1 「**ウイルス**」は、コンピュータウイルス、スパイウェア、ボットなどの不正プログラムの総称です。
- \* 2 「**外部から内部への不正アクセス**」とは、コンピュータのOSやアプリケーション、ハードウェア等に存在する脆弱性（セキュリティホール）を利用して、外部から不正に接続することをいいます。  
「**内部関係者による不正アクセス**」とは、コンピュータのOSやアプリケーション、ハードウェア等に存在する脆弱性（セキュリティホール）を利用して、組織内部の関係者が、利用する権限を与えられていないコンピュータに対して、不正に接続しようとするのをいいます。
- \* 3 「**サイバー攻撃**」とは、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、サーバに大量のデータを送り過大な負担をかけ、サーバのパフォーマンスを極端に低下させたりサーバを停止させたりする攻撃（Denial of Service）などをさします。

以上